

市独自 令和2年8月～12月の売上げが対象
我孫子市事業継続支援金を再度支給

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大きく減少しているが、50%以上減少した月がないため、国の持続化給付金を受けられない市内中小事業者に10万円を支給します(賃貸借による加算はありません)。令和2年1月～7月を対象月としてすでに申請済みの事業者も対象です。

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは電話で請求してください。
 ※商工会の会員には商工会から申請書を郵送します。

支給額 10万円

主な条件 対象月を変更しました。その他は基本的に前回支給した条件と同様です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☑令和2年8月～12月に、売上げが前年同月比で20%以上減少した月があり、かつ50%以上減少した月がないこと。

☑国の持続化給付金の給付対象ではないこと。※1月～7月を対象月として国の給付を受けた場合も対象外です。

☎・📧 令和3年2月1日(月)(必着)までに郵送。〒270-1192市役所商業観光課(住所省略可) ☎7185-1734

手賀沼公園オープンカフェ設置事業者を募集

手賀沼公園でのオープンカフェを基本とする飲食施設の設置事業者を募集します。応募には条件があります。詳しくは市ホームページ「手賀沼公園オープンカフェ設置事業」の公募設置等指針をご覧ください。

事業者選定までの流れ

日にち	実施項目
11月5日(休)まで	説明会の参加申込受付
11月10日(火)～12日(水)	説明会の実施
11月17日(火)まで	質問の受付
11月27日(金)まで	応募登録の受付
12月24日(休)まで	公募設置等計画の受付
令和3年1月下旬	公募設置等予定者の選定※プロポーザル方式(書類、面接)

オープンカフェの規模 建築面積100平方メートル程度、オープンデッキスペース100平方メートル程度(各最大200平方メートル)

選定方法 提出された計画書、提案を基に「我孫子市手賀沼公園便益施設設置予定者選定委員会」で選定

☎ 公園緑地課・内線363

社会保険料控除のための証明書

◎国民年金保険料

日本年金機構から送付される「社会保険料控除証明書」または領収証書をご利用ください。

☎ 日本年金機構 ☎0570-003-004

◎国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

令和2年分の納付額を記載した「納付済確認書」を納税(付)義務者に送付します。確定申告、市・県民税の申告にご利用ください。特別徴収分は、日本年金機構・共済組合から送付される源泉徴収票をご利用ください。

☎ 国民健康保険税…国保年金課・内線912、後期高齢者医療保険料…国保年金課・内線415、介護保険料…高齢者支援課・内線313

納付を証明する書類の発送時期

種別	発送者	納付方法	発送時期
国民年金保険料	日本年金機構	金融機関納付・ ☐座振替など	11月上旬※10月以降初めて納付する方は令和3年2月上旬
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	我孫子市	窓口納付・ ☐座振替分	令和3年1月下旬
	日本年金機構	特別徴収分 (年金天引き)	令和3年1月下旬～2月上旬

国民年金基金からのお知らせ

国民年金基金は、国民年金に上乗せする公的な年金です。終身年金が基本で、生涯にわたって年金を受け取ることができます。支払った掛け金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

加入できる方 国民年金に加入している20歳～60歳未満の方、国民年金に任意加入している60歳～65歳未満の方、海外在住で国民年金に任意加入している方

☎ 全国国民年金基金千葉支部 ☎043-221-6370

11月9日～15日まで 秋季全国火災予防運動
『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

今年の市内火災件数は、10月1日時点で13件です。火災は、放火やもらい火に遭わない工夫、暖房器具の取り扱い、たばこの不始末など、一人一人が暮らしの中で注意をすれば防げます。

◎市内小・中学生が制作した防火ポスターの入賞作品を展示

期間 11月7日(土)～15日(日)※表彰式は行いません。

場所 アビイクオーレエントランス(イトーヨーカドー我孫子南口店)

◎住宅用火災警報器の点検をしましょう

住宅用火災警報器は全ての住宅に設置が義務付けられています。設置していない住宅は、大切な命や財産を守るため設置しましょう。すでに設置している住宅でも電池切れなどの場合があります。10年を目安に本体を交換しましょう。

※消防職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。不適切な訪問販売にご注意ください。

☎ 消防本部予防課 ☎7181-7702



**「自分たちの街は自分たちで守る！」
 消防団員募集!**

普段は他に自分の仕事を持ちながら、いざというときに火災・水害・地震から市民の生命や身体、財産を守る活動を行っています。また、日頃から訓練や機械器具の点検、自治会主催の防災訓練などへも参加しています。

消防団員の数は全国的に減少傾向で、我孫子市も例外ではありません。興味のある方はぜひご連絡ください。女性の方も大歓迎です。

対象 市内在住・在学・在勤の18歳以上で、心身ともに健康な方

報酬 階級によって異なります(年額3万6500円～12万円)。その他、災害・訓練などの従事で1回7000円支給(出勤時間が4時間未満の場合は3500円)。

退職報償金 5年以上勤務し退職する方に支給(例:5年以上…20万円、20年以上…40万9000円)

☎ 消防本部警防課 ☎7181-7701



市民課(市役所本庁舎1階)
マイナンバー業務の休日開庁

要事前予約

予約 電話で市民課 ☎7185-4326(平日午前9時～午後5時)

開庁日時	予約開始日
11月15日(日)午前9時～午後3時	11月5日(休)午前9時～
12月12日(土)午前9時～午後3時	12月2日(休)午前9時～

内容 マイナンバーカードの申請(予約不要)・交付(要予約)、電子証明書の更新(要予約)※マイナンバーカードの申請時は下記の持ち物が必要です。

持ち物 通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、本人確認書類(①を2点または①と②を1点ずつ)※有効期限内で記載事項が最新のもの

- ① 運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付したもの)・パスポート・顔写真付き住民基本台帳カード・身体障害者手帳・在留カードなど
- ② 健康保険証・介護保険証・年金手帳・社員証・学生証・子ども医療費助成受給券・預金通帳など

※①がない方は、通知カードと②から2点でも申請できます。

※15歳未満の方が申請する場合は必要書類が異なります。また、本人と法定代理人の来庁が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※代理人によるマイナンバーカードの受け取りは、本人が来庁困難なことを証する書類(診断書・障害者手帳など)が必要です。

☎ 市民課・内線478

中小事業者などが対象 令和3年度分の償却資産、
固定資産税、都市計画税を軽減

令和2年2月～10月までの連続する任意の3カ月間の売上げが、前年同期比で・30%以上50%未満減少した場合…2分の1軽減

・50%以上減少した場合…全額免除

令和3年2月1日(月)までに認定経営革新等支援機関などの認定を受けて課税課に申告してください。申告書は市ホームページ・課税課窓口で配布します。手続きなど詳しくは中小企業庁ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

☎ 課税課・内線336

